

# クラウドファンディングたかおか事業（地域コミュニティ活動復興型） プロジェクト募集要項

## 1 募集目的

クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、高岡市内における若者の定着や移住定住の促進をはじめとした地域課題の解決や地域活性化に資する事業を支援することを目的とします。

## 2 募集対象となる事業

令和6年能登半島地震により高岡市内において物的被害を受けた地域コミュニティの活性化に資する行事等の復興に必要な備品・施設等を復旧する取組

## 3 募集対象者

高岡市内において上記対象事業を実施しようとする地域団体等（行事を主催する自治会などの地域団体及び実行委員会等）

## 4 寄附金の募集

高岡市（以下「市」という。）は、支援対象として認定した事業プロジェクト（以下「認定事業プロジェクト」という。）の企画内容や寄附目標額等を掲載するクラウドファンディングサイト（以下「募集サイト」という。）を指定します。

募集サイトの掲載内容は、認定事業プロジェクトの実行者が募集サイトを利用し、作成するものとします。

寄附目標額は、原則として災害復旧に必要な額を、認定事業プロジェクトの実行者が定めるものとします。

## 5 支援金

寄附目標額を達成した認定事業プロジェクトについて、市は募集サイトを通じて集まった寄附金の額を支援金として支給します。

なお、寄附金の募集期間内に寄附目標額に達しなかった場合は、支援金の支給はありません。（その時点で寄附者から募集サイトに入金された寄附金は、募集サイトから寄附者へ返金されます。）

## 6 応募の手続き等

### （1）募集期間

令和6年4月4日（木）～ 令和6年12月27日（金）

### （2）提出書類

- ・事業実施計画書
- ・収支予算書
- ・事業プロジェクト実行者概要説明書
- ・コミュニティ活動の写真、被害の内容がわかる写真等
- ・団体の規約、構成員名簿
- ・その他、事業の内容が分かる資料

### (3) 提出先

高岡市企画課連携推進係

(住所) 〒933 - 8601 富山県高岡市広小路 7 番50号

(電話) 0766-20-1101

(FAX) 0766-20-1670

(e-mail) kikaku@city.takaoka.lg.jp

## 7 認定事業プロジェクトの選定

市は認定事業プロジェクトを原則として書面により選定し、その選定結果を速やかに申請者に通知します。

## 8 事業の開始およびお礼等の実施

認定事業プロジェクトの実行者は、市の選定後、認定事業プロジェクトを開始することができます。

認定事業プロジェクトの実行者は、支援金受領後、寄附者に対し速やかにお礼(手紙の送付等)により、寄附者に感謝の気持ちを伝えるものとします。さらに、定期的に事業進捗報告を行うなど寄附者に継続して関心を持っていただくための工夫を行うものとします。

なお、寄附者に対する返礼品は、震災からの復興を目的とすることに鑑み、設定しないことを基本と考えていますが、実行者の判断により返礼品を設定される場合においては、平成31年4月1日総務省告示第179号を参考に返礼割合が寄附額の3割以下とするとともに地場産品とするなど、ふるさと納税の趣旨に沿った範囲内で事業プロジェクト実行者の負担により行うものとします。

(参考) 総務省HP「ふるさと納税ポータルサイト」(平成31年4月1日付総務省告示第179号等を掲載)

([https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/topics/20190401.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20190401.html))

## 9 事業実績の報告

認定事業プロジェクトの実行者は事業実施計画書に記載した支援金を充当する事業が完了した日から1か月以内に事業実績報告書を市に提出するものとします。

令和6年度内に事業が完了しない場合は、令和8年3月31日までに認定事業プロジェクトの実施状況を市長に報告(様式は任意)するものとします。

## 10 支援金の返還

不正な行為によって支援金の支給を受けたと認められる場合は、支給決定を取り消し、支給額全額を返還させることがあります。

## 11 その他

この募集要項に定めのない事項は実施要綱に基づくこととします。